

議案第 22 号

墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

墨田区行政財産使用料条例（昭和 50 年墨田区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。